

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年四月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県が開設する収納窓口における使用料及び手数料に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

一般社団法人岡山県食品衛生協会

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

四 委託を受けた事務を行う場所

次のとおり

施 設 名	備前保健所	備前保健所東備支所	備中保健所	備中保健所井笠支所	備北保健所	備北保健所新見支所	真庭保健所	美作保健所	美作保健所勝英支所	岡山市保健所	倉敷市保健所
-------------	-------	-----------	-------	-----------	-------	-----------	-------	-------	-----------	--------	--------

五 委託の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで